

○経済産業省令第 号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

経済産業大臣 名

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

※ 別紙のとおり新旧対照表を挿入

様式第五十五を次のように改める。

※ 別紙のとおり様式第五十五を挿入

様式第九十二を次のように改める。

※ 別紙のとおり様式第九十二を挿入

様式第九十九を次のように改める。

※ 別紙のとおり様式第九十九を挿入

様式第九十九の二を次のように定める。

※ 別紙のとおり様式代九十九の二を挿入

様式第百から様式第百十四を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十五条の改正規定、別表第一第四十二号から第四十六号までの改正規定、様式第五十五の改正規定

並びに附則第二条及び附則第四条の規定 平成二十九年十月一日

二 第五十一条第二項の改正規定及び附則第三条の規定 平成三十年四月一日

(修理済表示の年の表示に係る経過措置)

第二条 この省令による改正前の計量法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第十五条第二号イ及びロの修理済表示は、平成三十年十二月三十一日までに付されたものにあつては、当分の間、この省令による改正後の計量法施行規則（以下「新施行規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることのできる。

(計量士の登録の条件に係る特例)

第三条 第五十一条第二項の改正規定の施行の日前に旧施行規則第百十九条第二号に規定する一般計量特別教習を修了した者（次項において「施行日前教習修了者」という。）は、新施行規則第五十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前教習修了者のうち、当該施行の日以後において質量に係る計量に関する実務に二年以上、かつ、当該実務を含む計量に関する実務に五年未満従事しているものは、新施行規

則第一百十九条第八号に規定する特定教習（理事長が別に定めるものに限る。）を修了した場合には、同条第二号に規定する一般計量特別教習を修了したものとみなす。

（自動はかりを使用する適正計量管理事業所の経過措置）

第四条 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六十三号。以下「改正令」という。）による改正後の計量法施行令（以下「新施行令」という。）第二条の規定にかかわらず、改正令附則別表の第一欄に掲げる特定計量器については、それぞれ改正令附則別表の第三欄に掲げる日前までは、次に掲げる業務を行うことを要しない。

一 計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第二百二十七条第二項の規定により指定の申請を行うこと。

二 法第二百十九条の規定により帳簿の記載を行うこと。

三 新施行規則第八十一条において準用する新施行規則第三十一条第一項の規定により変更の届出を行うこと。

2 改正令附則別表の第一欄に掲げる特定計量器に係る前項各号に掲げる業務については、それぞれ改正令

附則別表の第四欄に掲げる日以後に行うこととする。

3 新施行令第二条の規定にかかわらず、新施行令第二条第二号口に規定する自動はかりのうち、改正令附則別表の第一欄に掲げる特定計量器以外のもの（次項において「検定対象外自動はかり」という。）については、平成三十八年三月三十一日までは、第一項各号に掲げる業務を行うことを要しない。

4 検定対象外自動はかりに係る第一項各号に掲げる業務については、平成三十一年四月一日以後に行うこととする。

5 法第二百二十七条第一項の指定を受ける際、新施行令第二条第二号口に規定する自動はかりに係る指定を受けていない者のうち、第一項第三号の変更の届出を行っていない者にあつては、同号の届出を行うまでは、新施行令別表第三第一号口の規定は適用しない。

計量法施行規則

目次

- 第一章 通則（第一条―第三条）
- 第二章 正確な特定計量器等の供給
 - 第一節 製造（第四条―第九条）
 - 第二節 修理
 - 第一款 検定証印等の除去（第十条―第十二条）
 - 第二款 修理の事業（第十三条）
 - 第三款 有効期間のある特定計量器に係る修理（第十四条
 - ・第十五条）
- 第三章 販売（第十六条―第十九条）
- 第三章 特別な計量器（第二十条―第二十四条）
- 第四章 特殊容器製造事業（第二十五条―第三十七条）
- 第五章 計量証明の事業
 - 第一節 登録（第三十八条―第四十九条）
 - 第二節 特定計量証明事業（第四十九条の二―第四十九条の十）
- 第六章 計量士
 - 第一節 登録（第五十条―第六十二条）
 - 第二節 計量士国家試験（第六十三条―第七十一条）
- 第七章 適正計量管理事業所（第七十二条―第八十一条）
- 第八章 計量器の校正等
 - 第一節 特定標準器による校正等（第八十二条―第八十九条）
 - 第二節 特定標準器以外の計量器による校正等（第九十条―

計量法施行規則

目次

- 第一章 通則（第一条―第三条）
- 第二章 正確な特定計量器等の供給
 - 第一節 製造（第四条―第九条）
 - 第二節 修理
 - 第一款 検定証印等の除去（第十条―第十二条）
 - 第二款 修理の事業（第十三条）
 - 第三款 有効期間のある特定計量器に係る修理（第十四条
 - ・第十五条）
 - 第三節 販売（第十六条―第十九条）
 - 第三章 特別な計量器（第二十条―第二十四条）
 - 第四章 特殊容器製造事業（第二十五条―第三十七条）
 - 第五章 計量証明の事業
 - 第一節 登録（第三十八条―第四十九条）
 - 第二節 特定計量証明事業（第四十九条の二―第四十九条の十）
 - 第六章 計量士
 - 第一節 登録（第五十条―第六十二条）
 - 第二節 計量士国家試験（第六十三条―第七十一条）
 - 第七章 適正計量管理事業所（第七十二条―第八十一条）
 - 第八章 計量器の校正等
 - 第一節 特定標準器による校正等（第八十二条―第八十九条）
 - 第二節 特定標準器以外の計量器による校正等（第九十条―

第九十五条の二

第九章 雑則

- 第一節 報告（第九十六条―第三百三条）
- 第二節 立入検査（第四百四条）
- 第三節 計量行政審議会（第二百五条―第一百十三条）
- 第四節 公示（第一百四条）
- 第五節 計量調査官（第一百五条）
- 第六節 計量教習（第一百六条―第一百三十四条）
- 第七節 適用除外（第三十五条）
- 第八節 電磁的記録媒体による提出（第三十六条）

附則

（準用）

第十三条 第五条、第六条第一項、第七条、第八条及び第九条第一項の規定は、法第四十六条第一項の特定計量器の修理の事業に準用する。この場合において、第五条第一項及び第六条第一項中「法第四十条第一項」とあるのは「法第四十六条第一項」と、第五条第二項中「法第四十条第一項第四号」とあるのは「法第四十六条第一項第四号」と、第六条第一項、第七条第一項及び第九条第一項中「副本二通」とあるのは「副本一通」と、第六条第一項中「その事業を行おうとする主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない」とあるのは「経済産業大臣に代えてその事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない」と、第七条第一項及び第九条第一項中「その事業を行っている主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない」とあるのは「経済産業大

第九十五条の二

第九章 雑則

- 第一節 報告（第九十六条―第三百三条）
- 第二節 立入検査（第四百四条）
- 第三節 計量行政審議会（第二百五条―第一百十三条）
- 第四節 公示（第一百四条）
- 第五節 計量調査官（第一百五条）
- 第六節 計量教習（第一百六条―第一百三十四条）
- 第七節 適用除外（第三十五条）
- 第八節 フレキシブルディスクによる手続（第三十六条―第三十九条）

附則

（準用）

第十三条 第五条、第六条第一項及び第三項、第七条、第八条及び第九条第一項の規定は、法第四十六条第一項の特定計量器の修理の事業に準用する。この場合において、第五条第一項及び第六条第一項中「法第四十条第一項」とあるのは「法第四十六条第一項」と、第五条第二項中「法第四十条第一項第四号」とあるのは「法第四十六条第一項第四号」と、第六条第一項、第七条第一項及び第九条第一項中「副本二通」とあるのは「副本一通」と、第六条第一項中「その事業を行おうとする主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない」とあるのは「経済産業大臣に代えてその事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない」と、第七条第一項及び第九条第一項中「その事業を行っている主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してなければならない」とあるのは「

臣に代えてその事業を行っている事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない」と、第七条及び第九条中「届出製造事業者」とあるのは「届出修理事業者」と、第七条第一項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第四十六条第二項において準用する法第四十二条第一項」と、第七条第二項中「法第四十一条」とあるのは「法第四十六条第二項において準用する法第四十一条」と、「法第四十二条第二項」とあるのは「法第四十六条第二項において準用する法第四十二条第二項」と、第八条中「法第四十三条」とあるのは「法第四十七条」と、第九条中「法第四十五条第一項」とあるのは「法第四十六条第二項において準用する法第四十五条第一項」と、別表第一の第二欄中「製造する事業」とあるのは「修理する事業」と読み替えるものとする。

(修理済表示)

第十五条 法第五十条第一項の表示（以下「修理済表示」という。）は、次の各号に定めるところにより付するものとする。

一 修理済表示を付する方法は、スタンプ（容易に消滅しないインクを用いたものに限る。）、打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼き印又ははり付け印とする。

二 修理済表示の形状は、次のとおりとする。この場合において、次のイ及びロの円内の数字は、修理を行った西暦年数を表すものとする。

イ 点検のみをした場合



経済産業大臣に代えてその事業を行っている事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない」と、第七条及び第九条中「届出製造事業者」とあるのは「届出修理事業者」と、第七条第一項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第四十六条第二項において準用する法第四十二条第一項」と、第七条第二項中「法第四十一条」とあるのは「法第四十六条第二項において準用する法第四十一条」と、「法第四十二条第二項」とあるのは「法第四十六条第二項において準用する法第四十二条第二項」と、第八条中「法第四十三条」とあるのは「法第四十七条」と、第九条中「法第四十五条第一項」とあるのは「法第四十六条第二項において準用する法第四十五条第一項」と、別表第一の第二欄中「製造する事業」とあるのは「修理する事業」と読み替えるものとする。

(修理済表示)

第十五条 法第五十条第一項の表示（以下「修理済表示」という。）は、次の各号に定めるところにより付するものとする。

一 修理済表示を付する方法は、スタンプ（容易に消滅しないインクを用いたものに限る。）、打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼き印又ははり付け印とする。

二 修理済表示の形状は、次のとおりとする。この場合において、次のイ及びロの円内の数字は、修理を行った年を表すものとする。

イ 点検のみをした場合



ロ 補修又は取替えをした場合



三〇五 [略]

(登録の条件)

第五十一条 [略]

2 法第百二十二条第二項第二号の経済産業省令で定める条件は、次のとおりとする。

一・二 [略]

三 一般計量士にあつては、質量に係る計量に関する実務に二年以上従事していること。

(登録に係る区分)

第九十条 法第百四十三条第一項の登録に係る物象の状態の量は法第二条第一項第一号及び第二号に掲げるものとし、次のとおり区分する。なお、区分の名称については、機構が別に定める。

一・二 [略]

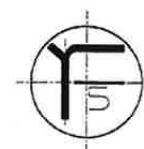
三 時間、周波数及び回転速度

四〇二十四 [略]

2 [略]

第八節 電磁的記録媒体による提出

ロ 補修又は取替えをした場合



三〇五 [略]

(登録の条件)

第五十一条 [略]

2 法第百二十二条第二項第二号の経済産業省令で定める条件は、次のとおりとする。

一・二 [略]

三 一般計量士にあつては、計量に関する実務に五年以上従事していること。

(登録に係る区分)

第九十条 法第百四十三条第一項の登録に係る物象の状態の量は法第二条第一項第一号及び第二号に掲げるものとし、次のとおり区分する。なお、区分の名称については、機構が別に定める。

一・二 [略]

三 時間及び周波数

四〇二十四 [略]

2 [略]

第八節 フレキシブルディスクによる手続

(電磁的記録媒体による提出)

第三百三十六条 次の各号に掲げる書類の経済産業大臣への提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び様式第九十九の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第三十六条第一項の様式第五十四による申請書
 - 二 第三十六条第三項で準用する第三十一条第一項の様式第五十五による届出書
 - 三 第三十六条第三項で準用する第三十四条の様式第五十九による届出書
 - 四 第六十八条の二第二項の様式第七十一による申請書
 - 五 第八十三条の様式第七十四による申請書、同条第一号に掲げる定款及び同条第二号から第四号までに掲げる添付書類
 - 六 第八十三条の四で準用する第八十三条の様式第七十四の二による申請書、同条第一号に掲げる定款及び同条第二号から第四号までに掲げる添付書類
 - 七 第八十四条の様式第七十五による届出書
 - 八 第八十五条第一項の様式第七十六による申請書及び業務規程
 - 九 第八十五条第三項の様式第七十七による申請書
 - 十 第八十七条の様式第七十八による届出書
 - 十一 第八十八条の様式第七十九による届出書
 - 十二 第八十九条の様式第八十による申請書
- 2 | 前項の電磁的記録媒体は、次の各号のいずれかに該当するも

(フレキシブルディスクによる手続)

第三百三十六条 次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第九十九のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

第三十六条第一項の申請書	様式第百〇
第三十六条第三項で準用する第三十一条第一項の届出書	様式第百一
第三十六条第三項で準用する第三十四条の届出書	様式第百二
第四十九条の三の申請書、同条第一号に掲げる事業計画並びに同条第二号、第三号及び第四号に掲げる添付書類(機構に対してするものに限る。)	様式第百二の三
第四十九条の四において準用する第四十九条の三の申請書(機構に対してするものに限る。)	様式第百二の四
第四十九条の六第一項の届出書(機構に対してするものに限る。)	様式第百二の五
第六十八条の二第二項の申請書	様式第百三
第八十三条の申請書及び同条第二号から第四号までに掲げる添付書類	様式第百四
第八十三条の四で準用する第八十三条の申請書及び同条第二号から第四号までに掲げる添付書類	様式第百四の二

のでなければならぬ。

- 一 日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
 - 二 日本工業規格X六二三五及びX六二四九又はX六二三五及びX六二五二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
- 3 次各号に掲げる書類の機構への提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体及び様式第九十九の二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。
- 一 第四十九条の三の様式第六十三の二による申請書、同条第一号に掲げる定款及び事業計画並びに同条第二号、第三号及び第四号に掲げる添付書類
 - 二 第四十九条の四において準用する第四十九条の三の様式第六十三の三による申請書、同条第一号に掲げる定款及び事業計画並びに同条第二号、第三号及び第四号に掲げる添付書類
 - 三 第四十九条の六第一項の様式第六十三の四による届出書
 - 四 第四十九条の八第一項の様式第六十三の五による申請書及び認定証を失ったときは、その事実を記載した書面
 - 五 第四十九条の十第一項において準用する第七条第二項の様式第四から様式第六の二までによる書面
 - 六 第九十一条の様式第八十一による申請書、同条第一号に掲げる定款及び事業計画、同条第二号に掲げる事業概況書並びに同条第三号から第六号までに掲げる添付書類
 - 七 第九十一条の三の様式第八十一の二による申請書、第九十一条第一号に掲げる定款及び事業計画、同条第二号に掲げる事業概況書並びに同条第三号から第六号までに掲げる添付書類

第八十四条の届出書	様式第百五
第八十五条第一項の申請書及び業務規程	様式第百六
第八十五条第三項の申請書	様式第百七
第八十七条の申請書	様式第百八
第八十八条の届出書	様式第百九
第八十九条の申請書	様式第百十
第九十一条の申請書、同条第一号に掲げる事業計画並びに同条第二号、第五号及び第六号に掲げる添付書類	様式第百十一
第九十一条の三の申請書、第九十一条第一号に掲げる事業計画並びに同条第二号、第五号及び第六号に掲げる添付書類	様式第百十二
第九十二条第一項の届出書	様式第百十三
第九十五条の届出書	様式第百十三の二
第九十六条の表第六号の二に掲げる報告書（機構に対してするものに限る。）	様式第百十三の二
第九十六条の表第八号に掲げる報告書	様式第百十四

八 第九十二条第一項の様式第八十二による届出書

九 第九十二条第二項において準用する第七条第二項の様式第八十二の二による書面、様式第五による書面、様式第六による書面及び様式第八十二の三による書面

十 第九十五条の様式第八十三による届出書

十一 第九十六条の表第六号の二に掲げる様式第九十の二による報告書

十二 第九十六条の表第八号に掲げる様式第九十二による報告書

4 前項の電磁的記録媒体は、機構が別に定めるものでなければならぬ。

5 押印をすることとされている書類について、第一項又は第三項の規定により電磁的記録媒体による提出を行う場合にあつては、押印のある様式第九十九又は様式第九十九の二の電磁的記録媒体提出票を提出することをもって、押印は不要とする。

〔削る〕

〔削る〕

(フレキシブルディスクの構造)

第三百三十七条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一 日本工業規格X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

第三百三十八条 第三百三十六条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシ

「削る」

別表第一（第五条、第十三条関係）

七	一〜十 「略」	事業の区分 事業の区 分の略称	検査のための器具、機械又は装置
十八	液化石油ガ スメーター を製造する	「略」	次のいずれかの設備 一 基準はかり又は基準分銅及 び液化石油ガス用基準浮ひよ

別表第一（第五条、第十三条関係）

七	一〜十 「略」	事業の区分 事業の区 分の略称	検査のための器具、機械又は装置
十八	液化石油ガ スメーター を製造する	「略」	次のいずれかの設備 一 基準はかり又は基準分銅及 び液化石油ガス用基準浮ひよ

- ブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二五に規定する方式
- 二 ポリウム及びフアイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式
- 三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八付 属書一に規定する方式
- 2 日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

- 第百三十九条 第百三十六条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 提出年月日

二十九	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のもを製造する事業	[略]			事業
二十八	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの製造する事業	[略]			事業
二十七	[略]	[略]			う型密度計
二十九	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のもを製造する事業	[略]			二・三 [略]
二十八	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの製造する事業	[略]			次のいずれかの設備 一 基準液柱型圧力計 二 基準重錘型圧力計
二十七	[略]	[略]			[略]
三十二	積算熱量計を製造する事業	[略]			一 [略] 二 次のいずれかの設備 イ 基準はかり又は基準分銅 ロ 基準水道メーター ハ・ニ [略]

二十九	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のもを製造する事業	[略]			事業
二十八	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの製造する事業	[略]			事業
二十七	[略]	[略]			う型密度計又は基準比重浮ひよ
二十九	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のもを製造する事業	[略]			二・三 [略]
二十八	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの製造する事業	[略]			基準液柱型圧力計
二十七	[略]	[略]			[略]
三十二	積算熱量計を製造する事業	[略]			一 [略] 二 次に掲げるイ、ロ又はハの設備 イ 基準はかり ロ・ハ [略]

三十三 〜四十	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六
自動はかり のうち、ホ ツパースケ ールを製造 する事業	自動はかり のうち、充 填用自動は かりを製造 する事業	自動はかり のうち、コ ンベヤスケ ールを製造 する事業	自動はかり のうち、自 動捕捉式は かりを製造 する事業	自動はかり のうち、自 動捕捉式は かりを製造 する事業	自動はかり を製造する 事業のうち 前四号に
ホツパ ースケ ール	充填用自 動はかり	コンベ ヤスケ ール	自動捕捉 式はかり	自動捕捉 式はかり	その他の 自動はか り
三 [略]	三 [略]	三 [略]	三 [略]	三 [略]	三 [略]
	基準分銅				

三十三 〜四十	「新設」	「新設」	「新設」	「新設」
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
三 [略]	三 [略]	三 [略]	三 [略]	三 [略]

掲げるもの
以外のもの
を製造する
事業

備考 表中の「」の記載は注記である。

様式第55（第31条、第36条、第81条関係）

特殊容器製造事業（適正計量管理事業所）指定申請書記載事項変更届

年 月 日

都道府県知事 殿
(経済産業大臣)

届出者 住所

氏名（名称及び代表者の氏名）



記

下記のとおり変更があったので、計量法第62条第1項（第69条第1項において準用する第62条第1項及び第133条において準用する第62条第1項）の規定により、届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の事由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法第61条（第69条第1項において準用する第61条及び第133条において準用する第61条）の規定による変更についてはそれぞれの証明書を添付のこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 4 適正計量管理事業所についての変更の届け出であって、変更の事由が使用する特定計量器の分類の追加である場合は、変更の内容に以下の事項をすべて記載すること。
 - 一 追加する特定計量器の名称、性能及び数並びに取引又は証明に用いる特定計量器とその他に用いる計量器との別及び数（使用する特定計量器が自動はかりである場合は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類の特定計量器の分類もあわせて記載すること。）
 - 二 使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分
 - 三 第73条各号に掲げる計量管理の方法に関する事項

様式第92（第96条関係）

登録事業者報告書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

報告者 住所

氏名又は名称及び法人に

あつては代表者の氏名

計量法施行規則第96条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業所の名称等

年 度	計量器の校正等の事業を行う事業所の名称	登録年月日及び登録番号

2 校正等を行った件数等

第90条第1項の区分	計量器の校正等を行った件数	証明書の発行件数

証明書を付して販売し、又は貸し渡した計量器又は標準物質の種類	数量

3 校正事業に使用する計量器又は標準物質の区分ごとの種類等

計量器等の種類	数量	証明書の発行番号及び発行年月日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。
- 2 2項については、特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質により計量器の校正等を行った場合と、それ以外のものによって計量器の校正等を行った場合を分けて記載すること。
- 3 3項については、特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質とそれ以外のものを分けて記載すること。

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

収入
印紙

経済産業大臣 殿

住所

氏名又は名称及び法人に

あつては代表者の氏名

印

計量法（又は計量法施行規則）第 条第 項の規定による申請（、届出又は報告）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法令の条項については、当該申請（、届出又は報告）の適用条文名を記載すること。
- 3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該申請（、届出又は報告）の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 5 「収入印紙」の欄には、収入印紙をはることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあつては、収入印紙をはり付けること。
- 6 「押印」の欄には、押印をすることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあつては、押印すること。
- 7 電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載すること。
 - 一 提出者の氏名又は名称
 - 二 提出年月日
- 8 該当事項がない欄は、省略すること。

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所

氏名又は名称及び法人に

あつては代表者の氏名



計量法（又は計量法施行規則）第 条第 項の規定による申請（、届出又は報告）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法令の条項については、当該申請（、届出又は報告）の適用条文名を記載すること。
- 3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該申請（、届出又は報告）の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 5 「押印」の欄には、押印をすることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあつては、押印すること。
- 6 電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載すること。
 - 一 提出者の氏名又は名称
 - 二 提出年月日
- 7 該当事項がない欄は、省略すること。